

(証券コード：2551)
2019年11月25日

株 主 各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長 渡 辺 邦 康

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますから、後記の株主総会参考書類をご検討下さいます、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年12月11日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月12日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 愛知県岡崎市康生町515番地33 岡崎ニューグランドホテル3階飛竜の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 目的事項
報告事項
1. 第68期（2018年9月21日から2019年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（2018年9月21日から2019年9月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

（お知らせ） 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.marusanai.co.jp/ir_kihon.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表となります。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.marusanai.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

（お 願 い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日お土産を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様一人に対し1個とさせていただきます。

又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当金につきましては、1株当たり30円を基本とし、安定的かつ継続的に漸増させることを配当方針としております。

当期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、当事業年度の業績及び経営環境並びに今後の事業展開などを勘案し、1株につき60円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 60円 総額 136,890,480円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年12月13日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の経営体制の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

当社の取締役会は、定款の定めにより、15名以内の取締役で構成しております。当社の生産、営業、開発、管理、経営企画それぞれの部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富な知識や経験、能力を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できる者を取締役とすることを基本方針としております。

社外取締役に关しましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を有している人材を候補者としております。なお、当社における社外役員の独立性判断基準に关しましては、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における地位及び（担当）	取締役会 出席率（出席回数／開催回数）
1 再任	わた なべ くに やす 渡 辺 邦 康（満63歳）	代表取締役社長	100%（15回／15回）
2 再任	くら はし りょう じ 倉 橋 良 二（満62歳）	常務取締役（営業担当）	100%（15回／15回）
3 再任	かね こ あきら 兼 子 明（満61歳）	取締役（生産担当）	100%（15回／15回）
4 再任	さかい のぶ よし 堺 信 好（満61歳）	取締役（経営企画部長（兼）管理担当）	100%（15回／15回）
5 再任	あさ お ひろ あき 浅 尾 弘 明（満60歳）	取締役（開発担当）	100%（15回／15回）
6 新任	か とう いち ろう 加 藤 一 郎（満55歳）	（営業統括部長（兼）営業BPR室長）	—%（一回／一回）
7 新任	いな がき ひろ ゆき 稲 垣 宏 之（満55歳）	（生産統括部長）	—%（一回／一回）
8 再任	もり た ひさ お 森 田 尚 男（満63歳）	社外取締役	100%（15回／15回）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	わた なべ くに やす 渡辺 邦康 (1956年11月10日)	1979年4月 当社入社 1983年5月 関東地区北関東グループ宇都宮営業所長 1999年9月 管理本部システム開発課長 2005年9月 総務人事部総務人事課長 2009年3月 管理統括部総務人事課長 2010年9月 管理統括部長(兼)総務人事課長 2010年12月 当社取締役就任 2011年9月 管理統括部長 2012年2月 丸三愛食品商貿(上海)有限公司董事就任 2015年4月 当社取締役副社長就任 2015年9月 管理担当 2015年12月 当社代表取締役社長就任(現任) 2017年1月 マルサンアイ(タイランド)株式会社取締役就任(現任) 2018年12月 丸三愛食品商貿(上海)有限公司董事長就任(現任)	11,500株
[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、営業、システム開発、人事、労務、財務など幅広い業務経験と知識を有しております。代表取締役社長就任後は、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、業容の拡大に貢献しております。今後も強いリーダーシップにより、当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。			
2	くら はし りょう じ 倉橋 良二 (1957年11月24日)	1980年4月 当社入社 2000年9月 営業本部中部営業部名古屋統括支店第1課長 2002年9月 営業本部中部営業部三河支店長 2005年9月 営業本部中部エリアマネージャー(兼)名古屋統括支店長 2008年4月 営業統括部東日本エリア長(兼)東京支店長 2009年9月 営業統括部副統括部長(兼)東日本エリア長 2010年9月 営業統括部長 2011年9月 営業統括部長(兼)海外営業室長 2011年12月 当社取締役就任 2014年9月 営業統括部長 2015年9月 営業担当(現任) 2017年12月 当社常務取締役就任(現任)	7,800株
[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、営業部門に従事し、営業拠点及び各エリアの部門長を歴任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。2010年からは営業統括部長として手腕を発揮し、当社の業績向上に貢献しております。また、近年では海外事業に関しても深く関わり、グローバルな事業経営に関する見識と職務経験を有しております。今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	<p>かねこあきら 兼子明 (1958年5月15日)</p>	<p>1981年4月 当社入社 1998年9月 生産購買本部製造部受託担当(兼)技術部担当 生産本部生産管理部生産管理課長 2003年3月 生産本部製造部飲料工場副工場長 2004年9月 生産本部製造部飲料工場長 2006年9月 経営管理部経営管理室副部長 2008年4月 営業統括部特販営業海外営業課長 2008年9月 営業統括部特販営業室海外営業・OEM課長 2009年9月 社長付アメリカン・ソイ・プロダクツINC.担当 2011年1月 アメリカン・ソイ・プロダクツINC.取締役C.E.O 就任 2014年3月 生産統括部副統括部長(兼)社長付アメリカン・ソイ・プロダクツINC.担当 2014年12月 当社取締役就任(現任) 2014年12月 生産統括部長 2015年9月 生産担当(現任) 2016年1月 マルサンアイ鳥取株式会社代表取締役社長就任(現任) 2016年1月 アメリカン・ソイ・プロダクツINC. 取締役会長就任</p>	9,200株
<p>[取締役候補者とした理由] 当社において生産部門の工場長などを歴任し、生産全般及び事業運営並びに経営管理に関する豊富な経験や知識、能力を有しております。2011年からは米国関連会社の取締役C.E.Oを歴任し、グローバルな事業経営に関する見識と職務経験を有しております。2016年から子会社のマルサンアイ鳥取株式会社の代表取締役社長としても経営手腕を発揮し、2017年6月には、マルサンアイ鳥取株式会社新工場を無事稼働させ、豆乳の生産拡大に寄与しております。今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
4	さかい のぶ よし 堺 信 好 (1958年9月16日)	<p>1983年1月 当社入社</p> <p>1993年7月 営業本部関西営業部神戸営業所長</p> <p>2001年9月 営業本部西日本営業部大阪支店次長</p> <p>2002年9月 営業本部西日本営業部大阪支店長</p> <p>2006年8月 営業統括部西日本エリアマネージャー（兼） 大阪支店長</p> <p>2009年12月 株式会社玉井味噌取締役就任</p> <p>2010年9月 営業統括部西日本エリア長</p> <p>2011年9月 営業統括部リテール営業部長</p> <p>2013年9月 経営企画部長（現任）</p> <p>2013年12月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任（現任）</p> <p>2015年12月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2015年12月 管理担当（現任）</p>	5,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社において営業拠点の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2013年からは経営企画部長として当社の利益管理や部門間を取りまとめ、業績の向上に着実な成果を上げるとともに、中期戦略事業計画策定の中心的な役割を担っております。現在は子会社の株式会社玉井味噌の代表取締役社長としても経営手腕を発揮しております。今後も当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			
5	あさ お ひろ あき 浅 尾 弘 明 (1958年12月17日)	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>1999年9月 開発本部研究所所長補佐</p> <p>2005年9月 研究所研究室長</p> <p>2007年9月 生産統括部製造部副部長</p> <p>2008年9月 生産統括部総括工場長</p> <p>2009年9月 生産統括部副統括部長（兼）総括工場長</p> <p>2010年9月 生産統括部長</p> <p>2011年12月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2012年9月 開発統括部長</p> <p>2012年12月 株式会社匠美取締役</p> <p>2013年12月 株式会社匠美代表取締役社長就任（現任）</p> <p>2015年9月 開発担当（現任）</p>	7,500株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社の開発・研究部門及び生産部門の部門長を歴任し、商品開発、基礎研究並びに事業運営及び経営管理に関する豊富な経験や知識、能力を有しており、現在は子会社の株式会社匠美の代表取締役社長としても経営手腕を発揮しております。また、中国関連会社やタイ王国販売子会社の事業運営等に関しても深く関わり、グローバルな事業経営に関する見識と職務経験を有しております。今後も当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
6	かとう いちろう 加藤 一郎 (1964年6月20日)	1987年4月 当社入社 2007年9月 営業統括部首都圏エリア東京支店第1課長 2008年9月 営業統括部東日本エリア静岡支店長 2010年9月 営業統括部東日本エリア東京支店長 2012年9月 営業統括部東日本エリア代表(兼)東京支店長 2013年3月 営業統括部東日本エリア代表(兼)東京支店長(兼)北海道営業所長 2014年12月 株式会社匠美取締役就任(現任) 2015年9月 営業統括部長 2017年3月 営業統括部長(兼)営業BPR室長(現任)	2,293株
	[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、営業部門に従事し、営業拠点及び各エリアの部門長を歴任し、2015年からは営業統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2014年からは子会社である株式会社匠美の取締役に就任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役の新任候補者に選任いたしました。		
7	いな がき ひろ ゆき 稲垣 宏之 (1964年11月6日)	1987年4月 当社入社 2004年9月 生産本部製造部飲料工場第3課長 2005年9月 製造部飲料工場副工場長(兼)第4課長 2006年9月 生産統括部製造部飲料工場長 2011年9月 生産統括部みそ工場長 2014年3月 生産統括部統括工場長 2014年12月 株式会社玉井味噌取締役就任(現任) 2015年3月 生産統括部統括工場長(兼)飲料工場長 2015年9月 生産統括部長(現任) 2016年1月 マルサンアイ鳥取株式会社取締役(現任)	474株
	[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、生産部門に従事し、当社生産工場の柱である飲料工場長、みそ工場長を歴任し、2015年からは生産統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2014年からは子会社である株式会社玉井味噌の取締役に、2016年からは子会社であるマルサンアイ鳥取株式会社の取締役に就任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役の新任候補者に選任いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
8	もり た ひさ お 森田尚男 (1956年6月21日)	1990年4月 弁護士登録（日弁連、愛知県弁護士会） 旗法律事務所入所 2008年8月 朝涼法律事務所代表（現任） 2012年6月 日本空調サービス株式会社社外取締役就任 （現任） 2014年12月 当社取締役就任（現任）	—
	<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験を生かし、当社の社外取締役として取締役会において独立性・公正性・株主目線を保ちつつ、審議議案に対し提案を行うことができる資質を有しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制強化のための適切な役割を果たし、貢献いただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 森田尚男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
3. 森田尚男氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出をしております。
4. 責任限定契約について
当社と森田尚男氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。
5. 候補者加藤一郎氏及び稲垣宏之氏の上記所有する当社株式の数には、当社従業員持株会における本人の持分株数が含まれております。

以 上

事業報告

(2018年9月21日から
2019年9月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移いたしました。

一方で今後の見通しとしては、海外経済における通商問題の緊張の増大や、金融資本市場の変動の影響が懸念される等、先行き不透明な状況が続いております。

みそ業界におきましては、海外への輸出、業務用みそ及び即席みそ汁の出荷が拡大している一方で、依然として家庭で消費される生みその需要減退が課題となっております。

豆乳業界におきましては、健康志向の高まりを背景として、料理にも使いやすい無調整豆乳を中心に、過去最高の生産量で推移しております。

このような環境の中で、当社グループは「健康で明るい生活へのお手伝い」を企業理念に定め、安全で安心できる製品の供給に努めるとともに、原価高騰への対策としてコスト削減に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は、豆乳、「豆乳グルト」及び飲料が順調に推移したため273億73百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益は、売上高の増加により3億88百万円（前年同期比2.5%増）、経常利益は、主に持分法による投資利益の減少により3億87百万円（前年同期比6.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、主に関係会社株式売却益の減少のため8億89百万円（前年同期比22.4%減）となりました。

当連結会計年度の各部門別売上高は、次のとおりであります。

部 門 別	第 67 期 (2017年 9月21日から 2018年 9月20日まで)		第 68 期 (2018年 9月21日から 2019年 9月20日まで)		対前連結会計年度 比較増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
生 み そ	3,824	14.5	3,927	14.3	2.7
調 理 み そ	375	1.4	371	1.4	△0.8
即 席 み そ	411	1.6	435	1.6	5.9
液 状 み そ	169	0.6	223	0.8	32.1
み そ 事 業 計	4,780	18.1	4,958	18.1	3.7
豆 乳	17,026	64.7	18,034	65.9	5.9
飲 料	2,380	9.0	2,228	8.2	△6.4
豆 乳 飲 料 事 業 計	19,406	73.7	20,262	74.1	4.4
そ の 他 食 品 事 業	2,135	8.1	2,133	7.7	△0.1
技 術 指 導 料 そ の 他	18	0.1	18	0.1	3.4
合 計	26,340	100.0	27,373	100.0	3.9

① みそ事業

生みそ及び液状みそが堅調に推移したため、売上高は、49億58百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

<生みそ>

メディアで赤だしが取り上げられたことをきっかけに、赤だしを中心とするカップ入りみその出荷拡大が継続したほか、業務用みそが順調に推移したため、売上高は、39億27百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

<調理みそ>

「かんたんお料理みそ」が、液状みそ「とろける味噌だれ」等にシフトしたため、売上高は、3億71百万円（前年同期比0.8%減）となりました。

<即席みそ>

赤だしの売上が増加したため、売上高は、4億35百万円（前年同期比5.9%増）となりました。

<液状みそ>

鮮度みそシリーズに対し各種販売促進活動に努めた結果、コンビニエンスストアをはじめ全国で導入店舗数が増加し、売上高は、2億23百万円（前年同期比32.1%増）となりました。

② 豆乳飲料事業

豆乳が順調に推移したため、売上高は、202億62百万円（前年同期比4.4%増）となりました。

<豆乳>

1000mlタイプの製品及び海外向け製品が順調に推移し、売上高は、180億34百万円（前年同期比5.9%増）となりました。

<飲料>

アーモンド飲料等は売上が増加したものの、ミネラルウォーター及び他社ブランド飲料の売上が減少したため、売上高は、22億28百万円（前年同期比6.4%減）となりました。

③ その他食品事業

「豆乳グルト」が好調に推移したものの、鍋スープ及び他社商品の売上が減少したため、売上高は、21億33百万円（前年同期比0.1%減）となりました。

④ 技術指導料その他

技術指導料として、売上高18百万円（前年同期比3.4%増）を計上いたしました。

(2) 設備投資等の状況

会社名	セグメントの名称	金額	主な内容
マルサンアイ株式会社	みそ事業	152 百万円	みそ製造工程設備
	豆乳飲料事業	280	飲料工場機械更新
	その他食品事業	0	—
	共通	130	管理システム更新
株式会社匠美	豆乳飲料事業	1	管理システム更新
株式会社玉井味噌	みそ事業	169	みそ生産設備
マルサンアイ鳥取株式会社	豆乳飲料事業	747	第二期工事に伴う生産設備
丸三愛食品商貿(上海)有限公司	共通	0	事務所の環境整備
マルサンアイ(タイランド)株式会社	共通	0	事務所の環境整備
合	計	1,482	

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により充当いたしております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会環境は、内外の諸事情から見ましても今後とも厳しい状況が予想されます。

こうした中、当社グループは2018年9月期を初年度とした第二次中期経営計画を策定し、対処すべき課題に取り組んでおります。本計画では企業理念「健康で明るい生活へのお手伝い」、品質方針「お客様満足を追求し、品質の進歩により、企業ブランドの向上を図る」のもと、みそ・豆乳を主力に、大豆のプロとして存在価値を高めていくとともに、自然の恵みから、おいしさと健康をお届けする総合食品メーカーを目指してまいります。

1. 基本方針

企業基盤を強化して夢の実現を図る・・・将来にわたり多くのマルサンファンを作る
(夢：2023年グループ売上300億円)

2. 4つの基盤強化

- (1) 売上基盤…豆乳、鮮度みその拡大／健康・機能性の追求
- (2) 収益基盤…ローコスト体質化、鳥取第二期工事後の本稼働
- (3) 安心安全基盤…F S S C 22000の定着化／食品・安全方針、品質方針の実行
- (4) 人材育成基盤…企業風土の向上



・新事業への挑戦、拡大…海外、チルド、新飲料、新チャネル

3. 3つの財務体質強化

- (1) P L の改善…売上拡大、営業利益率向上
- (2) B S の改善…自己資本比率の向上
- (3) C F の拡大…営業C F の拡大とフリーC F の維持

4. 投資方針

大型投資として2019年度稼働予定の鳥取第二期稼働を考え、同時に収益の安定的確保の為に既存工場の再配置設備も検討します。

海外においては中国、東南アジア拡大を視野に入れ投資をします。

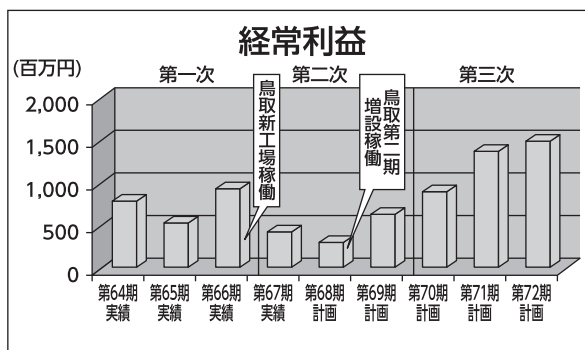
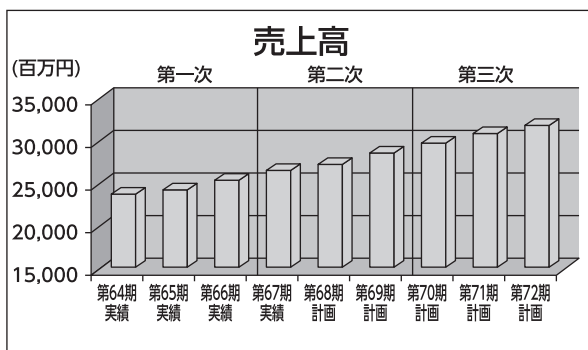
安全・安心、人材育成投資も積極的に進めてまいります。

5. 配当方針

安定的に基本1株当たり30円の方針です。

それを基本とし、利益状況に応じて検討してまいります。

マルサングループ中期経営計画（2018年11月1日公表）



6. 内部統制の充実

内部統制システムに関する基本方針に基づくコンプライアンス遵守体制及びリスク管理体制の更なる充実。

7. コーポレートガバナンスの強化

持続的成長と中長期的な企業価値の向上。

8. 環境対策

企業活動を通じて、人間と自然が共生できる環境の創造と、持続的発展が可能な社会づくりに貢献します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第 65 期 (2015年 9月21日から 2016年 9月20日まで)	第 66 期 (2016年 9月21日から 2017年 9月20日まで)	第 67 期 (2017年 9月21日から 2018年 9月20日まで)	第 68 期 (2018年 9月21日から 2019年 9月20日まで)
売 上 高 (百万円)	24,238	25,345	26,340	27,373
営 業 利 益 (百万円)	748	710	379	388
経 常 利 益 (百万円)	531	922	414	387
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	314	413	1,146	889
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	137円19銭	180円90銭	502円47銭	389円68銭
総 資 産 (百万円)	18,429	23,944	23,475	24,052
純 資 産 (百万円)	3,892	4,203	5,276	5,956

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 2016年3月21日付で普通株式5株を1株に併合しております。第65期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 美匠	富山県中新川郡立山町東大森289番地2	38 百万円	90.0 %	清涼飲料水の加工・販売
株式会社 味噌井玉	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地	45 百万円	70.0 %	みその製造・販売
マルサン アイ鳥取 株式会社	鳥取県鳥取市河原町西円通寺字畑ケ中 81番1	250 百万円	100.0 %	豆乳及び飲料の製造
丸三愛食品 商貿(上海) 有限公司	中華人民共和国上海市閔行区宜山路 2016号合川大廈7楼C室	540 万元	100.0 %	中国国内におけるみそ 及びみそ関連製品の開 発・製造・販売 豆乳及び飲料等の販売
マルサン アイ(タイ ランド) 株式会社	32/25 Sino-Thai Tower4F., Sukhumvit 21 Rd. (Asoke), Klongtoey-Nua,Wattana,Bangkok 10110,Thailand	2,000 万バツ	99.9 %	タイ国内におけるみ そ、みそ関連製品、豆 乳及び飲料等の販売

(7) 主要な事業内容

大豆を主原料とするみそ（生みそ、調理みそ、即席みそ）、豆乳、無菌充填技術を活かした飲料類、水（ミネラルウォーター）、その他食品の製造販売。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	住 所
本社及び本社工場	愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
物流センター	愛知県岡崎市仁木町五反田199番地
関東工場	群馬県利根郡みなかみ町政所1010番地
北海道営業所	北海道札幌市豊平区平岸三条7丁目11番15号 ジャムビル3階
東北支店	宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田147番地1 アンジュ市名坂1階
北関東支店	栃木県小山市城東1丁目4番24号 TSビルV2階
東京支店	東京都渋谷区代々木3丁目28番6号 いちご西参道ビル2階
北陸営業所	石川県金沢市新神田1丁目9番20号 中仙ビル1階
静岡支店	静岡県静岡市葵区沓谷6丁目20番1号 ル・シエル102号
名古屋支店	愛知県長久手市蟹原911番地
大阪支店	大阪府茨木市舟木町19番3号
岡山支店	岡山県岡山市北区春日町5丁目10番 レポース春日101号
広島支店	広島県広島市東区若草町15番地1号 前田ビル3階
九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目7番22号 ブックローン福岡ビル3階B室

② 子会社

会社名	名 称	住 所
株式会社匠美	本社及び東大森工場	富山県中新川郡立山町東大森289番地2
	坂井沢工場	富山県中新川郡立山町坂井沢154番地1
株式会社玉井味噌	本社及び本社工場	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地
マルサンアイ 鳥取株式会社	本社及び本社工場	鳥取県鳥取市河原町西円通寺字畑ケ中81番1
丸三愛食品商貿 (上海) 有限公司	本社	中華人民共和国上海市閔行区宜山路2016号 合川大廈7楼C室
マルサンアイ(タイラ ンド) 株式会社	本社	32/25 Sino-Thai Tower4F., Sukhumvit 21 Rd. (Asoke), Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
421 [125] 名	13名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員は、契約・嘱託従業員 (53名)、パート従業員 (46名)、人材派遣 (16名) 及びアルバイト従業員 (10名) の総数です。なお、アルバイト従業員数は、一人当たり1日8時間で換算して算出しております。
3. 従業員数には、出向者 (2名) は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	2,015 百万円
株式会社鳥取銀行	1,752
鳥取市	1,320
株式会社三菱UFJ銀行	505
株式会社みずほ銀行	499
株式会社三井住友銀行	299
岡崎信用金庫	233
碧海信用金庫	205
株式会社名古屋銀行	194
三井住友信託銀行株式会社	184

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,296,176株（自己株式 14,668株を含む）
 (3) 株主数 3,035名（前期末比 29名減）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 佐 藤 産 業	305,060 株	13.37 %
佐 藤 公 信	180,684	7.92
マルサンアイ取引先持株会	164,700	7.22
石 田 典 子	91,366	4.00
福 島 裕 子	91,366	4.00
マルサンアイ従業員持株会	90,880	3.98
佐 藤 明 子	41,660	1.83
ひかり味噌株式会社	40,000	1.75
石 田 治 夫	39,960	1.75
福 島 重 喜	39,960	1.75

（注）持株比率は、自己株式（14,668株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 邦 康	丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事長 マルサンアイ（タイランド）株式会社取締役
常 務 取 締 役	倉 橋 良 二	営業担当
取 締 役	兼 子 明	生産担当 マルサンアイ鳥取株式会社代表取締役社長
取 締 役	堺 信 好	経営企画部長（兼）管理担当 株式会社玉井味噌代表取締役社長
取 締 役	浅 尾 弘 明	開発担当 株式会社匠美代表取締役社長
取 締 役	森 田 尚 男	弁護士（朝涼法律事務所代表） 日本空調サービス株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	寺 川 和 成	
監 査 役	畝 部 泰 則	税理士（畝部泰則税理士事務所所長）
監 査 役	新 井 一 弘	税理士（たくま税理士法人代表） 株式会社匠美監査役 株式会社玉井味噌監査役 マルサンアイ鳥取株式会社監査役

- (注) 1. 取締役森田尚男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役畝部泰則氏及び新井一弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役森田尚男氏及び監査役畝部泰則氏を、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査役畝部泰則氏及び新井一弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中に以下の取締役の担当及び重要な兼職の状況について異動がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前	異 動 年 月 日
渡 辺 邦 康	丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事長 マルサンアイ（タイランド）株式会社取締役	丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事 マルサンアイ（タイランド）株式会社取締役	2018年12月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び各監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	101,843千円 (4,890千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	16,631千円 (3,870千円)
合 計	9名	118,474千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額12,197千円は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2010年12月9日開催の第59回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2010年12月9日開催の第59回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役森田尚男氏は、朝涼法律事務所代表及び日本空調サービス株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社は、日本空調サービス株式会社より一部空調設備の導入及びメンテナンス等の取引関係があるものの、同社の売上高に対する割合、当社の設備投資額及び修繕費等に対する割合は僅少であります。又、社外取締役森田尚男氏は、日本空調サービス株式会社の業務執行に関与しておらず、当社の社外取締役としての独立性に影響はございません。なお、同氏は、日本空調サービス株式会社の代表取締役ではなく、さらに、同氏の近親者及び朝涼法律事務所は、過去並びに現在において、当社の株式を保有していないことから、当社と同氏との間に特別の利害関係はございません。

社外監査役畷部泰則氏は畷部泰則税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社は同税理士事務所との間に特別な関係はありません。

社外監査役新井一弘氏はたくま税理士法人の代表を兼務しております。なお、当社は同税理士法人との間で税務相談等の取引があります。又、同氏は当社の連結子会社である株式会社匠美、株式会社玉井味噌及びマルサンアイ鳥取株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は各社との間でそれぞれ水、みそ及び豆乳等の生産委託の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	森 田 尚 男	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	畝 部 泰 則	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	新 井 一 弘	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員の独立性判断基準

当社は、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
三優監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額
 - ① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
19,200千円
 - ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
19,200千円
 - ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
19,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- (4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (5) 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。
又、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。
なお、監査役会は上記方針に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議いたしました。

① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。

ロ. コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び使用人がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。

ハ. コンプライアンス委員会は、使用人のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程を制定し、その周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード」を取締役及び使用人に交付する。

ニ. コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接使用人から通報・相談を受け付ける内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努める。

ホ. 社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮り、対応を検討する。

ヘ. コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

ロ. 前項の情報の管理については、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は、社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループに係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程及び危機管理マニュアルに基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。また、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

ロ. リスク管理委員会は、当社各部門及び子会社ごとにリスクの状況を管理し、その結果を定期的に取締役会に報告し、当社グループ全体の問題点の把握と改善に努める。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、定期的に行われる定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに当社グループの業務執行状況等の報告を行う。
 - ロ. 役付取締役等により構成される戦略会議を毎月1回開催し、戦略会議において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議する。
 - ハ. 取締役会は、前項に定める戦略会議の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役は、その目標達成のために各部門の指導及び助言を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」という）については、関係会社管理規程に基づき管理担当取締役が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営企画部門、総務人事部門、経理財務部門が管理する。
 - ロ. 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が必要とした場合、監査役職務を補助すべき使用人を置く。なお、その場合、当該使用人は、監査役の指揮命令下におく。
 - ロ. 当該使用人の人事及び人事処遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
 - ハ. 当該使用人の評価は、監査役会が行い、当該使用人の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については、監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。
- 二. 当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、戦略会議等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べるができる。

- . 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。

監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。

また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続き、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。

- . 財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。

⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

イ. 反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは、取引関係その他一切の関係を持たない。

□. 社会の秩序や企業の健全な活動に対して脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。

ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合、危機管理マニュアルに基づいて対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。

しかしながら、高値での売り抜け等の不当な目的による大量買い付けは、企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合があります。そのような買収者から当社の企業価値や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買い付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、当社において、いわゆる「買収防衛策」を定めるものではありません。当社は、現在の経営施策を着実に実行し、業績の向上を図り、企業価値を高めることが、買収防衛に繋がると考えております。

しかし、「買収防衛策」につきましても、重要な経営課題の一つと認識しており、各方面から様々なご意見、対応策等をお聞きする等、当社としての有効な対応策を今後も継続して検討してまいります。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内部通報制度の実施状況、コンプライアンスに関する課題の抽出や改善策等の検討を行っております。

なお、コンプライアンスの周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード(第12版)」を2019年9月に改訂し、当社グループの取締役及び使用人等に交付いたしました。

② リスク管理体制に関する取り組み

リスク管理委員会を四半期に1回開催し、当社グループで対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策などの検討を行っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取り組み

取締役会については、15回開催(うち臨時取締役会3回)いたしました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

そのほか、部長以上で構成される部長会を毎月開催し、戦略会議や取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行っております。

④ 内部監査の実施について

社長直轄部門である内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み

監査役は、取締役、内部監査室担当者、その他使用人及び会計監査人とそれぞれ適宜意見交換を行いました。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

内部統制委員が当社及び当社子会社の全社統制及びIT全般統制、業務プロセス統制、決算財務プロセス統制の整備と運用状況の評価を実施し、取締役会に報告いたしました。

⑦ 反社会的勢力を排除するための取り組み

契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを総務人事課が継続的に実施いたしました。

(注) 1. 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。百分率は、表示単位未満を四捨五入しております。

2. 売上高などの記載金額には、消費税額は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2019年9月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,416,693	流 動 負 債	11,702,808
現金及び預金	2,970,229	支払手形及び買掛金	3,601,946
受取手形及び売掛金	4,474,101	短期借入金	1,645,000
たな卸資産	1,878,758	1年内返済予定の長期借入金	1,845,253
その他	1,094,552	未払法人税等	197,847
貸倒引当金	△949	賞与引当金	379,621
固 定 資 産	13,635,833	未払金	3,648,561
有形固定資産	11,954,094	その他	384,578
建物及び構築物	4,799,091	固 定 負 債	6,393,693
機械装置及び運搬具	3,777,036	長期借入金	4,293,009
土地	3,004,916	退職給付に係る負債	1,250,973
建設仮勘定	218,546	資産除去債務	228,511
その他	154,503	繰延税金負債	543,349
無形固定資産	234,411	その他	77,848
投資その他の資産	1,447,327	負 債 合 計	18,096,501
投資有価証券	179,085	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	1,012,441	株 主 資 本	5,850,404
その他	266,684	資本金	865,444
貸倒引当金	△10,884	資本剰余金	629,828
資 産 合 計	24,052,526	利益剰余金	4,396,332
		自己株式	△41,201
		その他の包括利益累計額	82,756
		その他有価証券評価差額金	12,421
		為替換算調整勘定	4,065
		退職給付に係る調整累計額	66,269
		非支配株主持分	22,864
		純 資 産 合 計	5,956,025
		負 債 純 資 産 合 計	24,052,526

連結損益計算書

(2018年9月21日から
2019年9月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		27,373,877
売上原価		19,974,360
販売費及び一般管理費		7,399,517
営業利益		7,010,842
営業外収益		388,674
受取利息	4,730	
持分法による投資利益	1,936	
投資有価証券売却益	16,296	
不動産賃貸収入	15,816	
その他	21,936	60,715
営業外費用		
支払利息	28,835	
シナジーケートローン手数料	8,539	
債権売却損	15,214	
その他	9,277	61,867
経常利益		387,523
特別利益		
固定資産売却益	35	
補助金収入	1,003,685	1,003,721
特別損失		
固定資産売却損	2,325	
固定資産除却損	29,323	
減損損失	555,041	586,690
税金等調整前当期純利益		804,554
法人税、住民税及び事業税	294,072	
法人税等調整額	△381,817	△87,745
当期純利益		892,299
非支配株主に帰属する当期純利益		3,237
親会社株主に帰属する当期純利益		889,062

連結株主資本等変動計算書

(2018年9月21日から
2019年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	865,444	629,828	3,644,160	△41,201	5,098,232
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△136,890		△136,890
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			889,062		889,062
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	752,171	—	752,171
当 期 末 残 高	865,444	629,828	4,396,332	△41,201	5,850,404

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	58,177	16,031	84,268	158,477	19,794	5,276,504
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△136,890
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						889,062
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△45,756	△11,966	△17,998	△75,721	3,070	△72,651
当 期 変 動 額 合 計	△45,756	△11,966	△17,998	△75,721	3,070	679,520
当 期 末 残 高	12,421	4,065	66,269	82,756	22,864	5,956,025

貸借対照表

(2019年9月20日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,247,910	流動負債	9,815,557
現金及び預金	2,642,997	支払手形	218,194
受取手形	124,543	買掛金	4,204,031
売掛金	4,332,073	短期借入金	500,000
一時的債権	4,528	1年内返済予定の長期借入金	567,397
商品及び製品	732,532	リース債務	2,328
仕掛品	442,163	未払金	3,526,635
材料及び貯蔵品	442,868	未払費用	160,065
前払費用	58,583	未払法人税等	187,170
前払入金	53,569	預り金	46,305
短期貸付	26,200	賞与引当金	327,549
未収金	1,377,640	設備関係支払手形	60,618
その他貸倒引当金	33,708	その他	15,260
	△23,500	固定負債	3,197,119
固定資産	7,910,234	長期借入金	1,553,841
有形固定資産	5,569,801	リース債務	6,138
建物	1,574,322	退職給付引当金	1,313,986
構築物	275,195	長期預り保証金	71,710
機械及び装置	808,413	資産除去債務	212,443
車両運搬具	6,253	関係会社事業損失引当金	39,000
工具、器具及び備品	88,187		
土地	2,708,582	負債合計	13,012,677
建物	8,036		
建設仮勘定	100,811	純資産の部	
無形固定資産	197,089	株主資本	5,132,707
借地権	31,883	資本剰余金	865,444
ソフトウェア	147,779	資本剰余金	635,039
その他の資産	8,637	資本準備金	612,520
	8,788	その他資本剰余金	22,519
投資その他の資産	2,143,343	利益剰余金	3,673,424
投資有価証券	164,921	利益準備金	111,300
関係会社株	553,710	その他利益剰余金	3,562,124
関係会社出資	2,269	別途積立金	489,000
関係会社生債	169,026	繰越利益剰余金	3,073,124
破産更生債権	10,876	自己株式	△41,201
繰上金	1,011,158	評価・換算差額等	12,759
長期前払費用	65,706	その他有価証券評価差額金	12,759
投資の移動	75,856		
その他貸倒引当金	100,694	純資産合計	5,145,467
	△10,876	負債純資産合計	18,158,144
資産合計	18,158,144		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2018年9月21日から
2019年9月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		26,877,934
売上原価		19,493,018
売上総利益		7,384,916
販売費及び一般管理費		6,571,562
営業利益		813,353
営業外収益		
受取利息	2,161	
受取配当金	5,528	
投資有価証券売却益	16,296	
業務受託料	8,269	
不動産賃貸収入	15,336	
その他	18,264	65,854
営業外費用		
支払利息	14,348	
シンジケートローン手数料	8,539	
債権売却損	15,214	
貸倒引当金繰入	23,000	
その他	9,702	70,805
経常利益		808,403
特別利益		
固定資産売却益	35	35
特別損失		
固定資産売却損	2,325	
固定資産除却損	28,252	
減損	499,840	
関係会社事業損失引当金繰入	39,000	
関係会社株式評価損	52,432	621,852
税引前当期純利益		186,587
法人税、住民税及び事業税	276,987	
法人税等調整額	△587,775	△310,787
当期純利益		497,375

株主資本等変動計算書

(2018年9月21日から
2019年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	865,444	612,520	22,519	635,039
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	865,444	612,520	22,519	635,039

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	111,300	489,000	2,712,639	3,312,940	△41,201	4,772,222	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△136,890	△136,890		△136,890	
当 期 純 利 益			497,375	497,375		497,375	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	360,484	360,484	—	360,484	
当 期 末 残 高	111,300	489,000	3,073,124	3,673,424	△41,201	5,132,707	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	50,091	50,091	4,822,313
当期変動額			
剰余金の配当			△136,890
当期純利益			497,375
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△37,331	△37,331	△37,331
当期変動額合計	△37,331	△37,331	323,153
当期末残高	12,759	12,759	5,145,467

独立監査人の監査報告書

2019年11月6日

マルサンアイ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 八代 英明 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉川 雄城 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の2018年9月21日から2019年9月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルサンアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年11月6日

マルサンアイ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 八代 英明 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉川 雄城 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の2018年9月21日から2019年9月20日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年9月21日から2019年9月20日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)当監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査役監査実施要綱、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月7日

マルサンアイ株式会社 監査役会

常勤監査役 寺川和成 ㊟

監査役 畝部泰則 ㊟

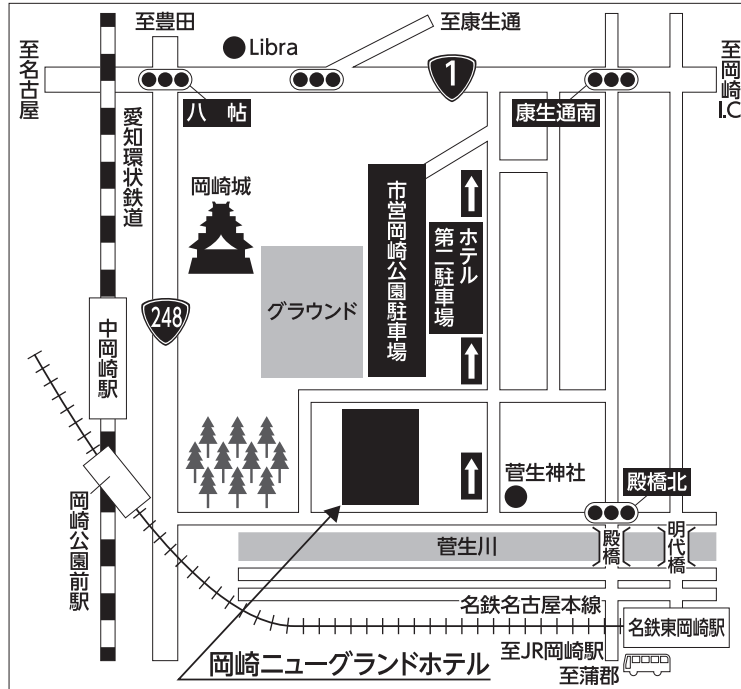
監査役 新井一弘 ㊟

(注) 監査役畝部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル 3階飛竜の間
TEL 〈0564〉 21-5111



●会場までの交通のご案内

当日は、名鉄東岡崎駅（南側ロータリー）から送迎バスを運行いたしておりますので、ご利用下さい。

[午前9：00～10：00 随時運行しております。]

名鉄東岡崎駅より	徒歩	約15分
愛知環状鉄道中岡崎駅より	徒歩	約10分
JR岡崎駅より	タクシー	約10分

※駐車場の収容台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用下さい。